

2017年6月21日

福井信用金庫
理事長 高橋 俊郎 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島康隆

公開質問状

2017年4月25日の団体交渉で、貴金庫は「裁判所で判決が出されたのであるから、今後、本件解雇問題を議題とする団体交渉には応じない」と発言がなされたため、本件解雇争議は、労使間の合意なきまま、解決に至っていない。

これまで、武生信金時代からの本争議に関して、金融労連から出された要求や質問に対しては、金庫から何ら説明・回答もなされておらず、裁判でも触れられていないため、ここに改めて公開質問状として以下の項目について回答を求めるものである。

記

1. 金庫が懲戒解雇理由としているメールアクセス行為を、他の職員も行っていたにもかかわらず、なぜ2名だけを懲戒解雇処分としたのか、回答されたい。

今後も、同一行為が発生した場合、懲戒解雇処分とされるのか、人によっては支店長への昇進もありえる程度の軽微なものとして取り扱うのか、回答されたい。

2. 組合は役員による不正融資が表面化する前から、平山元理事長らに対する多額の退任慰労金の支払を一定期間凍結することを要求していたにもかかわらず、組合要求を無視し、多額の退任慰労金を支給し、現在、返還請求訴訟を提起しているが、退任慰労金にも満たないような水準の金額での和解に応じ、不正融資の責任追及自体をうやむやにする考えを持っているのか。

3. 「北陸政界」に情報を流出させたのが、金庫が犯人として決め付けていた懲戒解雇者ではなかったことが関係者からの証拠で明らかになった以上、2名に対して謝罪するつもりはないのか。

4. 長きにわたり不正融資を行って、金庫経営に重大な損失を招いた旧武生信金経営者に対して、どのような認識で、どのような対応をされているのか。

以上の4点に関して、7月7日までに文書で金融労連宛回答されたい。

万一、不誠実な対応がなされた場合、我々は、本公開質問状を含め、広く社会に訴えていく所存であることを申し添える。